

みなさんの声が政治を動かす・・・厚労省方針変更

変更になった点

1. 入居者説明会の開催

今年度中に全国700ヶ所以上のすべての雇用促進住宅で説明会を複数回開き、居住者に新しい方針を伝えていくようにする。自治会単位でも開く。

2. 契約終了と退去期限の延長

- 普通契約者は、今年度は更新になり、一年間延長に。
- 定期借家契約者についても説明会を開き、この間に契約終了期間満了日を迎える入居者とは、さらに2年間の再契約を結ぶ見通し。
- 高齢者など退去が困難な場合、一定期間の退去期限猶予も検討されている。
- 退去期限を過ぎても強制的に退去させない。

全国の声集め、舛添厚生労働大臣に申し入れ

小池晃政策委員長をはじめ日本共産党国会議員団が、8月26日全国各地の雇用促進住宅入居者の実情と要望をまとめ、舛添厚生労働大臣に申し入れを行い、次の5項目について検討と回答を求めました。27日厚労省担当者から上記のような変更点が明らかにされました。申し入れには東北ブロックの高橋ちづ子衆院議員も参加しました。

- ①廃止決定を白紙に戻し、再契約拒絶通知を中止する。
- ②一方的な住宅廃止や退去を強制しないこと。
- ③退去が難しい場合は、入居継続を認めるなど居住権を保障する。
- ④売却を認める場合、自治体と協議し、入居者にとって最善の結果となるようにする。
- ⑤ワーキングプアなど住居を確保できない人への住宅対策として活用方を検討する。

高橋ちづ子衆院議員と渡辺ゆり子県議ら地方議員が雇用・能力開発機構山形センターへ申し入れ、交渉

山形県内の雇用促進住宅では、24ヶ所に1245世帯約5000人が住んでいます。

昨年12月の閣議決定で全国の雇用促進住宅を10年間で廃止することが決定され、米沢市では入居者から突然の退去命令に困り、党市議へ相談が寄せられました。

こうした中、8月6日に日本共産党高橋ちづ子衆議院議員とともに県内の地方議員が、雇用促進住宅を管理している雇用・能力開発機構山形センターに入居者の困窮と実態を伝え、①一方的に行われた住宅廃止決定を白紙に戻すこと②入居者の声を十分に聞き、一方通行ではない話し合いを行ない、退去を強制しないことなどを申し入れました。



みなさんの要望や声をお近くの日本共産党議員や事務所へお寄せください。

- 置賜地区委員会 0238-23-8107
- 村山地区委員会 023-631-7103
- 最北地区委員会 0237-22-3800
- 酒田地区委員会 0234-26-3751
- 鶴岡地区委員会 0235-22-3313

日本共産党

発行・日本共産党山形県委員会
〒990-2462
山形市深町1-1-45
TEL 023-644-1212
FAX 023-644-1213